

令和元年

市議会11月定例会議案

掛川市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 94 号	令和元年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について	1
議案第 95 号	令和元年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	9
議案第 96 号	令和元年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について	13
議案第 97 号	令和元年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	17
議案第 98 号	令和元年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）について	21
議案第 99 号	令和元年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	23
議案第 100号	令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	27
議案第 101号	令和元年度掛川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	31
議案第 102号	令和元年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計補正予算（第1号）について	35
議案第 103号	令和元年度佐東財産区特別会計補正予算（第1号）について	39
議案第 104号	令和元年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について	43
議案第 105号	掛川市簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	45
議案第 106号	掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	77
議案第 107号	掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について	81
議案第 108号	掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について	85
議案第 109号	掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について	89
議案第 110号	掛川市水道事業給水条例等の一部改正について	99
議案第 111号	掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正について	103

議案第112号	土地の取得について	105
議案第113号	掛川市道路線の廃止について	107
議案第114号	掛川市道路線の認定について	111
議案第115号	掛川市道路線の変更について	119
議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市生涯学習センター）	129
議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市美感ホール）	131
議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市文化会館シオーネ）	133

令和元年度掛川市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度掛川市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ815,827千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,702,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		6,220,552	66,552	6,287,104
	1 国庫負担金	3,122,266	54,980	3,177,246
	2 国庫補助金	3,024,559	11,572	3,036,131
16 県支出金		3,323,259	406	3,323,665
	1 県負担金	1,772,653	3,712	1,776,365
	2 県補助金	1,296,827	△3,306	1,293,521
19 繰入金		1,257,854	310,761	1,568,615
	1 基金繰入金	1,257,854	310,761	1,568,615
21 諸収入		2,669,131	60,408	2,729,539
	4 雑入	1,241,198	60,408	1,301,606
22 市債		4,294,700	377,700	4,672,400
	1 市債	4,294,700	377,700	4,672,400
歳 入 合 計		48,886,377	815,827	49,702,204

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		279,654	△15,579	264,075
	1 議会費	279,654	△15,579	264,075
2 総務費		5,263,275	157,238	5,420,513
	1 総務管理費	4,297,754	157,711	4,455,465
	2 賦課徴収費	563,466	7,044	570,510
	3 戸籍住民基本台帳費	263,700	△3,994	259,706
	4 選挙費	77,549	△2,268	75,281
	5 統計調査費	22,124	△117	22,007
	6 監査委員費	38,682	△1,138	37,544
3 民生費		15,409,661	90,895	15,500,556
	1 社会福祉費	6,580,178	5,682	6,585,860
	2 児童福祉費	8,197,854	74,287	8,272,141
	3 生活保護費	615,956	10,926	626,882
4 衛生費		4,984,517	41,758	5,026,275
	1 保健費	2,876,511	△18,526	2,857,985
	2 衛生費	269,689	△7,162	262,527
	3 清掃費	1,838,317	67,446	1,905,763
6 農林水産業費		1,360,692	7,033	1,367,725
	1 農業費	433,018	△3,514	429,504
	2 農地費	800,550	4,759	805,309
	3 林業費	127,093	5,788	132,881
7 商工費		1,761,153	△2,335	1,758,818
	1 商工費	1,761,153	△2,335	1,758,818
8 土木費		5,717,510	382,506	6,100,016
	1 土木管理費	239,812	19,178	258,990
	2 道路橋梁費	2,100,379	33,200	2,133,579

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 河川費	673,115	361,136	1,034,251
	4 都市計画費	2,304,510	△36,575	2,267,935
	5 住宅費	399,694	5,567	405,261
9 消防費		1,514,371	△13,410	1,500,961
	1 消防費	1,514,371	△13,410	1,500,961
10 教育費		5,512,208	△16,944	5,495,264
	1 教育総務費	272,997	17,756	290,753
	2 小学校費	875,396	△1,893	873,503
	3 中学校費	454,552	△6,549	448,003
	4 幼稚園費	1,414,009	△20,324	1,393,685
	5 社会教育費	879,341	△5,960	873,381
	6 保健体育費	1,615,913	26	1,615,939
11 災害復旧費		238,622	184,665	423,287
	1 農林水産施設災害復旧費	89,389	21,800	111,189
	2 土木施設災害復旧費	149,233	162,865	312,098
歳 出 合 計		48,886,377	815,827	49,702,204

第2表 繰越明許費

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	郡道坂線改良事業	179,000
8 土木費	3 河川費	海岸防災林強化事業	469,600

第3表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
保育園園舎等リース料	自 令和 元 年度 至 令和 16 年度	382,635
保育園整備事業費補助金	自 令和 元 年度 至 令和 3 年度	200,700
小規模保育園改修事業費補助金	自 令和 元 年度 至 令和 2 年度	48,000
ちはまこども園整備事業費補助金	自 平成 30 年度 至 令和 元 年度	639,184
文化ホール施設管理業務委託	自 令和 元 年度 至 令和 6 年度	750,000

備考 「ちはまこども園整備事業費補助金」は、平成30年度に設定した「認定こども園整備事業費補助金（（仮称）千浜認定こども園）」（限度額631,500千円）について、新たな債務負担行為を設定し、限度額を変更するものである。（7,684千円増）

第4表 地方債補正

1. 変更の部 (上段: 補正前 下段: 補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生債 (8,700増)	認定こども園整備事業 (8,700増)	795,600	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。
		804,300			
土木債 (346,400増)	公共道路事業 (36,500増)	175,400			
		211,900			
	海岸防災林強化事業 (338,200増)	390,900			
		729,100			
	歩道改良事業 (△28,300減)	135,500			
		107,200			
災害復旧債 (22,600増)	土木施設災害復旧事業 (22,600増)	23,700			
		46,300			
合計 (377,700増)		4,294,700			
		4,672,400			

令和元年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,984,980千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		千円 1,119,951	千円 6,043	千円 1,125,994
	1 一般会計繰入金	849,951	6,043	855,994
歳入合計		11,978,937	6,043	11,984,980

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 161,037	千円 6,043	千円 167,080
	1 総務管理費	118,147	6,963	125,110
	2 徴税費	38,172	△920	37,252
歳 出 合 計		11,978,937	6,043	11,984,980

令和元年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,210千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,241,369千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井 三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 266,349	千円 △3,210	千円 263,139
	1 一般会計繰入金	266,349	△3,210	263,139
歳 入 合 計		1,244,579	△3,210	1,241,369

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 31,854	千円 △3,210	千円 28,644
	1 総務管理費	28,523	△3,210	25,313
歳 出 合 計		1,244,579	△3,210	1,241,369

令和元年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ818千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,990,175千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 1,594,060	千円 818	千円 1,594,878
	1 一般会計繰入金	1,478,259	821	1,479,080
	2 基金繰入金	115,801	△3	115,798
歳入合計		9,989,357	818	9,990,175

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 206,212	千円 △220	千円 205,992
	1 総務管理費	51,008	1,753	52,761
	2 徴収費	13,195	△275	12,920
	3 介護認定審査会費	142,009	△1,698	140,311
2 保険給付費		9,485,515	1,038	9,486,553
	2 地域支援事業費	428,635	1,038	429,673
歳 出 合 計		9,989,357	818	9,990,175

議案第98号

令和元年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条 平成31年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計に付する元号の表示は「令和」とする。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 債務負担行為補正

(単位 千円)

1. 変更の部 (上段: 補正前 下段: 補正後)

事 項	期 間	限度額
大坂・土方工業用地整備事業 実施設計委託	自 令和 元 年度 至 令和 3 年度	65,600
	自 令和 元 年度 至 令和 5 年度	
大坂・土方工業用地整備事業 造成工事	自 令和 元 年度 至 令和 3 年度	1,630,000
	自 令和 元 年度 至 令和 5 年度	2,130,000

令和元年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）

令和元年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条 平成31年度掛川市簡易水道特別会計予算に付する元号の表示は「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 財産収入		千円 4	千円 139	千円 143
	1 財産運用収入	4	139	143
4 繰入金		15,558	△20	15,538
	1 一般会計繰入金	7,621	△20	7,601
5 繰越金		3	4,485	4,488
	1 繰越金	3	4,485	4,488
歳 入 合 計		23,335	4,604	27,939

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道費		千円 18,030	千円 4,604	千円 22,634
	1 簡易水道費	18,030	4,604	22,634
2 飲料水供給施設費		5,305	0	5,305
	1 飲料水供給施設費	5,305	0	5,305
歳 出 合 計		23,335	4,604	27,939

令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,904千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,656,723千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,226,952	千円 △15,648	千円 1,211,304
	1 一般会計繰入金	1,226,952	△15,648	1,211,304
5 諸収入		17,949	9,744	27,693
	3 雑入	17,947	9,744	27,691
歳 入 合 計		2,662,627	△5,904	2,656,723

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		千円 1,479,323	千円 △962	千円 1,478,361
	1 下水道建設事業費	864,786	△2,975	861,811
	2 下水道管理費	614,537	2,013	616,550
2 公債費		1,183,204	△4,942	1,178,262
	1 公債費	1,183,204	△4,942	1,178,262
歳 出 合 計		2,662,627	△5,904	2,656,723

令和元年度掛川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度掛川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条 平成31年度掛川市農業集落排水事業特別会計予算に付する元号の表示は「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 185,146	千円 322	千円 185,468
	1 一般会計繰入金	185,146	322	185,468
歳 入 合 計		255,271	322	255,593

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 125,654	千円 332	千円 125,986
	1 施設管理費	125,654	332	125,986
2 公債費		129,517	△10	129,507
	1 公債費	129,517	△10	129,507
歳 出 合 計		255,271	322	255,593

令和元年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条 平成31年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計予算に付する元号の表示は「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,457千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 82,971	千円 △5,457	千円 77,514
	1 一般会計繰入金	82,971	△5,457	77,514
歳 入 合 計		176,348	△5,457	170,891

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 浄化槽設置推進事業費		千円 125,461	千円 △5,451	千円 120,010
	1 浄化槽管理費	125,461	△5,451	120,010
2 公債費		50,837	△6	50,831
	1 公債費	50,837	△6	50,831
歳 出 合 計		176,348	△5,457	170,891

令和元年度佐東財産区特別会計補正予算（第1号）

令和元年度佐東財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（総則）

第1条 平成31年度佐東財産区特別会計予算に付する元号の表示は「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 550	千円 1,079	千円 1,629
	1 繰越金	550	1,079	1,629
3 繰入金		0	736	736
	1 基金繰入金	0	736	736
歳入合計		9,121	1,815	10,936

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 8,218	千円 1,815	千円 10,033
	1 総務管理費	8,218	1,815	10,033
歳 出 合 計		9,121	1,815	10,936

令和元年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）

令和元年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 平成31年度掛川市水道事業会計予算に付する元号の表示は「令和」とする。

第2条 令和元年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,125,709千円	40千円	3,125,749千円
第2項 営業外収益	298,747千円	40千円	298,787千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,972,721千円	△1,403千円	2,971,318千円
第1項 営業費用	2,817,220千円	△1,403千円	2,815,817千円

第3条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額905,343千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額711,757千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,009千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,331千円」に、「過年度分損益勘定留保資金645,334千円」を「過年度分損益勘定留保資金645,426千円」に改め、「建設改良積立金170,000千円」を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,311,096千円	△193,586千円	1,117,510千円
第1項 建設改良費	1,041,254千円	△193,586千円	847,668千円

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為の表を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
配水施設関連事業 原里配水池改修工事	令和元年度から 令和2年度まで	500,000千円
水道施設管理業務委託	令和元年度から 令和3年度まで	210,200千円

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	183,507千円	△4,114千円	179,393千円

令和元年11月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

議案第105号

掛川市簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

掛川市簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例を裏面
のとおり制定する。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する
条例

(掛川市情報公開条例の一部改正)

第1条 掛川市情報公開条例(平成17年掛川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分
に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会、水道事業管理者</u>、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会</u>、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

(掛川市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 掛川市個人情報保護条例(平成17年掛川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分
に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

<p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
--	--

(掛川市特別会計条例の一部改正)

第3条 掛川市特別会計条例（平成17年掛川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p><u>(1) 掛川市簡易水道特別会計</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 掛川市公共下水道事業特別会計</u></p> <p><u>(5) 掛川市農業集落排水事業特別会計</u></p> <p><u>(6) 掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>

(掛川市公共下水道条例の一部改正)

第4条 掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 公共ます 排水設備と公共下水道との接点に設けられるますで、<u>公共下水道管理者</u>が設置し、管理を行うものをいう。</p> <p>(公共ますの設置)</p> <p>第5条 義務者は、公共ますの設置に先立ち、公共ますの位置、設置の時期その他<u>市長</u>が必要と認める事項を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第6条 義務者は、法第10条第1項ただし書に規定する場合を除き、公共下水道の供用が開始された日から1年以内に排水設備（水洗便所のタンク及び便器を除く。）を設置しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。</p> <p>(排水設備の接続方法、内径等)</p> <p>第7条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を防ぎ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、<u>規則</u>で定めるものによること。</p> <p>(4) 排水管の内径及び勾配は、別表第1に定めるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ、同表の中欄に定める内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第8条 排水設備又は排水設備に接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 公共ます 排水設備と公共下水道との接点に設けられるますで、<u>下水道事業の管理者の権限</u>を行う市長（以下「<u>管理者</u>」という。）が設置し、管理を行うものをいう。</p> <p>(公共ますの設置)</p> <p>第5条 義務者は、公共ますの設置に先立ち、公共ますの位置、設置の時期その他<u>管理者</u>が必要と認める事項を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第6条 義務者は、法第10条第1項ただし書に規定する場合を除き、公共下水道の供用が開始された日から1年以内に排水設備（水洗便所のタンク及び便器を除く。）を設置しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。</p> <p>(排水設備の接続方法、内径等)</p> <p>第7条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を防ぎ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、<u>規程</u>で定めるものによること。</p> <p>(4) 排水管の内径及び勾配は、別表第1に定めるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ、同表の中欄に定める内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、<u>管理者</u>が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第8条 排水設備又は排水設備に接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適</p>

合するものであることについて、規則で定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により市長の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備等の新設等の検査)

第9条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに検査をし、当該工事の内容が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第10条 排水設備等の新設等に係る工事(設計を含む。)は、市長が該当工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)が行わなければならない。ただし、市長が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(既設排水施設の認定)

第11条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、第8条第1項の規定に準じて市長の確認を受けなければならない。

(除害施設の設置)

第13条 (略)

(1)～(11) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、規則で定める物質又は項目に係る水質の下水で、規則で定める量のものについては、適用しない。

(監督処分)

第14条 市長は、使用者が前条の規定に違反しているときは、当該使用者に対し、期限を定めて当該下水の水質の改善又は公共下水道への排除を一時停止することを命ずることができる。

(計測装置の設置等)

第15条 市長は、工場又は事業場から排除される下水の排水量又は水質を認定するため、必要と

合するものであることについて、規程で定めるところにより、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により管理者の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備等の新設等の検査)

第9条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに検査をし、当該工事の内容が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第10条 排水設備等の新設等に係る工事(設計を含む。)は、管理者が該当工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)が行わなければならない。ただし、管理者が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(既設排水施設の認定)

第11条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、第8条第1項の規定に準じて管理者の確認を受けなければならない。

(除害施設の設置)

第13条 (略)

(1)～(11) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、規程で定める物質又は項目に係る水質の下水で、規程で定める量のものについては、適用しない。

(監督処分)

第14条 管理者は、使用者が前条の規定に違反しているときは、当該使用者に対し、期限を定めて当該下水の水質の改善又は公共下水道への排除を一時停止することを命ずることができる。

(計測装置の設置等)

第15条 管理者は、工場又は事業場から排除される下水の排水量又は水質を認定するため、必要

認めるときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に測定のための計測装置を設置することができる。

2・3 (略)

(使用開始等の届出)

第17条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している公共下水道の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により市長に届け出なければならない。

2・3 (略)

(使用者等の変更の届出)

第18条 使用者の変更(名義変更、使用者の氏名又は住所の変更その他の異動をいう。)があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、法第12条の7の規定による届出があった場合は、当該届出を本条の規定による届出とみなす。

(使用料の徴収)

第19条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月又は隔月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場において、必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算は、当該使用の廃止の届出があったとき、又は市長が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第20条 (略)

2 前項に規定するもののほか、使用料の算定方法については、掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)第23条及び第25条(第2号及び第3号を除く。以下この項において同じ。)の規定を準用する。この場合において、同条例第23条中「管理者」とあるのは「市長」と、「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と、「料金」とあるのは「使用料」と、同条例第25条中「水道」とあるのは「公共下水道」と、「料金」とあるのは「使用料」と、

と認めるときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に測定のための計測装置を設置することができる。

2・3 (略)

(使用開始等の届出)

第17条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している公共下水道の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により管理者に届け出なければならない。

2・3 (略)

(使用者等の変更の届出)

第18条 使用者の変更(名義変更、使用者の氏名又は住所の変更その他の異動をいう。)があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、法第12条の7の規定による届出があった場合は、当該届出を本条の規定による届出とみなす。

(使用料の徴収)

第19条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月又は隔月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場において、必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算は、当該使用の廃止の届出があったとき、又は管理者が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第20条 (略)

2 前項に規定するもののほか、使用料の算定方法については、掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)第23条及び第25条(第2号及び第3号を除く。以下この項において同じ。)の規定を準用する。この場合において、同条例第23条中「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と、「料金」とあるのは「使用料」と、同条例第25条中「水道」とあるのは「公共下水道」と、「料金」とあるのは「使用料」と、「使用水量」とあるのは「排除汚水」と、

「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と読み替えるものとする。

(排除汚水量の算定方法)

第21条 排除汚水量の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 水道水を使用した場合における排除汚水量
水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道をいう。）の使用水量とする。
ただし、使用者が給水装置（同条第9項の給水装置をいう。）を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合における排除汚水量
水道水以外の水に係る使用水量とし、当該使用水量は、使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者に係る排除汚水量
次項の規定により当該使用者が提出する申告書の記載内容を勘案して市長が認定する。

2 前項第3号に規定する使用者は、使用月の末日から起算して7日以内に、当該使用月において公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(計量装置の設置等)

第22条 市長は、前条第1項第2号の規定による認定のため、必要があると認めるときは、適当な場所に計量装置を設置することができる。

2 (略)

(資料の提出)

第23条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(行為の許可)

第24条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 (略)

3 施行令第16条に規定する軽微な行為若しくは次条に規定する軽微な変更をしようとする者又

量」と読み替えるものとする。

(排除汚水量の算定方法)

第21条 排除汚水量の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 水道水を使用した場合における排除汚水量
水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道をいう。）の使用水量とする。
ただし、使用者が給水装置（同条第9項の給水装置をいう。）を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合における排除汚水量
水道水以外の水に係る使用水量とし、当該使用水量は、使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者に係る排除汚水量
次項の規定により当該使用者が提出する申告書の記載内容を勘案して管理者が認定する。

2 前項第3号に規定する使用者は、使用月の末日から起算して7日以内に、当該使用月において公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。

(計量装置の設置等)

第22条 管理者は、前条第1項第2号の規定による認定のため、必要があると認めるときは、適当な場所に計量装置を設置することができる。

2 (略)

(資料の提出)

第23条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(行為の許可)

第24条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 (略)

3 施行令第16条に規定する軽微な行為若しくは次条に規定する軽微な変更をしようとする者又

は公共下水道の管渠（排水管又は排水渠をいう。）に近接して掘削工事を行おうとする者は、あらかじめ、書面により市長に届け出なければならない。

（特別使用許可）

第26条の2 市長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、区域外流入（法第2条第7号の排水区域の区域外の土地の汚水を公共下水道に流入させることをいう。以下同じ。）の許可をすることができる。

2 （略）

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別使用許可を取り消すことができる。

(1)～(6) （略）

（占用の許可）

第27条 公共下水道の敷地又は排水施設に施設又は工作物その他の物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該占有物件について法第24条第1項の許可を受けたときは、当該許可を本条の規定による許可とみなす。

2 （略）

（占用の期間）

第28条 占有物件の占用の期間は、5年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、10年以内とすることができる。

2 前条第1項の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、前項に規定する期間満了後において引き続き占有を継続しようとするときは、当該期間の満了前30日までに同項の規定に準じて市長の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第30条 占有者は、当該占用の期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、当該占有者に対して、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

（代理人等の選任）

は公共下水道の管渠（排水管又は排水渠をいう。）に近接して掘削工事を行おうとする者は、あらかじめ、書面により管理者に届け出なければならない。

（特別使用許可）

第26条の2 管理者は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、区域外流入（法第2条第7号の排水区域の区域外の土地の汚水を公共下水道に流入させることをいう。以下同じ。）の許可をすることができる。

2 （略）

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別使用許可を取り消すことができる。

(1)～(6) （略）

（占用の許可）

第27条 公共下水道の敷地又は排水施設に施設又は工作物その他の物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規程で定めるところにより、管理者の許可を受けなければならない。ただし、当該占有物件について法第24条第1項の許可を受けたときは、当該許可を本条の規定による許可とみなす。

2 （略）

（占用の期間）

第28条 占有物件の占用の期間は、5年以内とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、10年以内とすることができる。

2 前条第1項の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、前項に規定する期間満了後において引き続き占有を継続しようとするときは、当該期間の満了前30日までに同項の規定に準じて管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第30条 占有者は、当該占用の期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除去し、原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、当該占有者に対して、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

（代理人等の選任）

第31条 義務者又は使用者が市内に住所又は事務所等を有しないとき、又は市長が必要と認めるときは、この条例で定める事項のうち、義務者又は使用者が処理すべきこととされているものを処理させるため、市内に住所を有する者のうちから代理人を選任し、書面により市長に届け出なければならない。

2 (略)

3 排水設備等を共有し、又は共用する者は、義務者及び使用者のうちからこの条例に定める事項を処理させるため、総代人を定め、市長に届け出なければならない。

4 (略)

5 市長は、第1項から前項までの規定により届出のあった代理人又は総代人が適当でないと認めるときは、当該届出に係る代理人又は総代人を変更させることができる。

(使用料等の減免)

第32条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第31条 義務者又は使用者が市内に住所又は事務所等を有しないとき、又は管理者が必要と認めるときは、この条例で定める事項のうち、義務者又は使用者が処理すべきこととされているものを処理させるため、市内に住所を有する者のうちから代理人を選任し、書面により管理者に届け出なければならない。

2 (略)

3 排水設備等を共有し、又は共用する者は、義務者及び使用者のうちからこの条例に定める事項を処理させるため、総代人を定め、管理者に届け出なければならない。

4 (略)

5 管理者は、第1項から前項までの規定により届出のあった代理人又は総代人が適当でないと認めるときは、当該届出に係る代理人又は総代人を変更させることができる。

(使用料等の減免)

第32条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

(掛川市公共下水道事業負担金条例の一部改正)

第5条 掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による</p>

行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第3条 市長は、土地の状況に応じ、処理区域（掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）第4条に規定する処理区域をいう。以下同じ。）ごとに排水区域を2以上の負担区に区分することができる。

2 市長は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を告示するものとする。

(負担金の額)

第4条 (略)

2 前項の規定により受益者が負担する負担金の額の算定基準となる地積は、公簿によるものとし、第2条第2項の仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

3 (略)

(賦課対象区域の決定等)

第7条 市長は、負担金を賦課しようとするときは、年度の当初に賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 (略)

(負担金の賦課及び徴収)

第8条 市長は、前条第1項の規定による告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条又は第5条の規定により算出した負担金の額を定め、賦課するものとする。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。

4 (略)

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で規則で定めるものについては、負担金を徴収しないものとする。

土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(負担区の決定等)

第3条 管理者は、土地の状況に応じ、処理区域（掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）第4条に規定する処理区域をいう。以下同じ。）ごとに排水区域を2以上の負担区に区分することができる。

2 管理者は、前項の規定により負担区を定めたときは、当該負担区の名称、区域及び地積を告示するものとする。

(負担金の額)

第4条 (略)

2 前項の規定により受益者が負担する負担金の額の算定基準となる地積は、公簿によるものとし、第2条第2項の仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

3 (略)

(賦課対象区域の決定等)

第7条 管理者は、負担金を賦課しようとするときは、年度の当初に賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 (略)

(負担金の賦課及び徴収)

第8条 管理者は、前条第1項の規定による告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条又は第5条の規定により算出した負担金の額を定め、賦課するものとする。

2 (略)

3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。

4 (略)

(負担金の減免)

第9条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で規程で定めるものについては、負担金を徴収しないものとする。

<p>2 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、<u>市長</u>が特に負担金を減免する必要があると認める受益者</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第11条 第7条第1項の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>市長</u>は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>(排水区域が拡張された場合の取扱い)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>2 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、<u>管理者</u>が特に負担金を減免する必要があると認める受益者</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、<u>管理者</u>が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p> <p>第11条 第7条第1項の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>管理者</u>は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>(排水区域が拡張された場合の取扱い)</p> <p>第15条 <u>管理者</u>は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一の排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。</p>
--	---

(掛川市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第6条 掛川市農業集落排水処理施設条例(平成17年掛川市条例第99号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあって

は「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水区域 排水処理施設により汚水を排除し、処理することができる地域で、第6条の規定により<u>市長</u>が告示した区域をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 公共ます 排水設備と排水処理施設との接点に設けられるますで、<u>市長</u>が設置し、管理を行うものをいう。</p> <p>(公共ますの設置)</p> <p>第5条 第7条に規定する排水設備の設置義務者は、公共ますを設置しようとするときは、あらかじめ公共ますの設置、設置の時期その他<u>市長</u>が必要と認める事項を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第7条 排水区域内に汚水の排水施設(浄化槽及びこれに連結した便所を含む。)を有する建築物を所有する者は、当該排水区域について前条第1項の規定により告示された供用開始の日から起算して1年以内に、当該排水施設に替えて排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認めるときは、この限</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水区域 排水処理施設により汚水を排除し、処理することができる地域で、第6条の規定により<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「<u>管理者</u>」という。)が告示した区域をいう。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 公共ます 排水設備と排水処理施設との接点に設けられるますで、<u>管理者</u>が設置し、管理を行うものをいう。</p> <p>(公共ますの設置)</p> <p>第5条 第7条に規定する排水設備の設置義務者は、公共ますを設置しようとするときは、あらかじめ公共ますの設置、設置の時期その他<u>管理者</u>が必要と認める事項を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>管理者</u>が必要と認める事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第7条 排水区域内に汚水の排水施設(浄化槽及びこれに連結した便所を含む。)を有する建築物を所有する者は、当該排水区域について前条第1項の規定により告示された供用開始の日から起算して1年以内に、当該排水施設に替えて排水設備を設置しなければならない。ただし、<u>管理者</u>が特別の事情があると認めるときは、この</p>

りでない。

2 (略)

(水洗便所への改造義務)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除去され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合その他当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

3 (略)

(排水設備の接続方法、内径等)

第9条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、排水処理施設の機能を防ぎ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規則で定めるものによること。

(4) 排水管の内径及び勾配は、別表第1に定めるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ、同表の中欄に定める内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(排水設備等の計画の確認)

第10条 排水設備又は排水設備に接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について、規則で定めるところにより市長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により市長の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備等の新設等の検査)

第11条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに検査をし、当該工事の内容が第9

限りでない。

2 (略)

(水洗便所への改造義務)

第8条 (略)

2 管理者は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除去され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合その他当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

3 (略)

(排水設備の接続方法、内径等)

第9条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、排水処理施設の機能を防ぎ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、規程で定めるものによること。

(4) 排水管の内径及び勾配は、別表第1に定めるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる排水人口の区分に応じ、同表の中欄に定める内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(排水設備等の計画の確認)

第10条 排水設備又は排水設備に接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について、規程で定めるところにより管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により管理者の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備等の新設等の検査)

第11条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があった場合は、速やかに検査をし、当該工事の内容が第9

条各号に掲げる事項に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第12条 排水設備等の新設等に係る工事(設計を含む。)は、市長が当該工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)が行わなければならない。ただし、市長が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(既設排水設備の認定)

第14条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、第10条第1項の規定に準じて市長の確認を受けなければならない。

(必要措置の指示)

第16条 市長は、排水設備等の管理が不適切であるため、排水処理施設の管理に支障が生ずるおそれがあるときは、その使用者に必要な措置を指示することができる。

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第17条 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。)第2条第2項の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項第6号の水質基準対象施設(規則で定めるものを除く。)を設置する工場又は事業場から汚水を排除して排水処理施設を使用する者は、規則で定める場合を除き、その水質が当該排水処理施設への排出口において、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない汚水を排除してはならない。

(1)～(9) (略)

(除害施設の設置)

第18条 (略)

(1)～(7) (略)

2 前項の規定は、規則で定める物質又は項目に係る水質の汚水で、規則で定める量のものについては、適用しない。

(監督処分)

第19条 市長は、使用者が前条の規定に違反しているときは、当該使用者に対し、期限を定めて当該汚水の水質の改善又は排水処理施設への排

9条各号に掲げる事項に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第12条 排水設備等の新設等に係る工事(設計を含む。)は、管理者が当該工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)が行わなければならない。ただし、管理者が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(既設排水設備の認定)

第14条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、第10条第1項の規定に準じて管理者の確認を受けなければならない。

(必要措置の指示)

第16条 管理者は、排水設備等の管理が不適切であるため、排水処理施設の管理に支障が生ずるおそれがあるときは、その使用者に必要な措置を指示することができる。

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第17条 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。)第2条第2項の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項第6号の水質基準対象施設(規程で定めるものを除く。)を設置する工場又は事業場から汚水を排除して排水処理施設を使用する者は、規程で定める場合を除き、その水質が当該排水処理施設への排出口において、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない汚水を排除してはならない。

(1)～(9) (略)

(除害施設の設置)

第18条 (略)

(1)～(7) (略)

2 前項の規定は、規程で定める物質又は項目に係る水質の汚水で、規程で定める量のものについては、適用しない。

(監督処分)

第19条 管理者は、使用者が前条の規定に違反しているときは、当該使用者に対し、期限を定めて当該汚水の水質の改善又は排水処理施設への

除を一時停止することを命ずることができる。

(計測装置の設置等)

第20条 市長は、工場又は事業場から排除される汚水の排水量又は水質を認定するため、必要と認めるときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に測定のための計測装置を設置することができる。

2・3 (略)

(使用開始等の届出)

第21条 使用者は、排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している排水処理施設の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により市長に届け出なければならない。

2 (略)

3 使用者の変更(名義変更、使用者の氏名又は住所の変更その他の異動をいう。)があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(使用の一時制限)

第22条 市長は、排水処理施設の修理又は清掃を行うときその他管理上必要と認めるときは、その使用を一時的に制限することができる。

(使用料の徴収)

第24条 市長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月又は隔月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため、排水処理施設を使用する場合その他排水処理施設を一時使用する場合において、必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算は、当該使用の廃止の届出があったとき、又は市長が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第25条 (略)

2 前項に規定するもののほか、使用料の算定方法については、掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)第23条及び第25条(第2号及び第3号を除く。以下この項におい

排除を一時停止することを命ずることができる。

(計測装置の設置等)

第20条 管理者は、工場又は事業場から排除される汚水の排水量又は水質を認定するため、必要と認めるときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に測定のための計測装置を設置することができる。

2・3 (略)

(使用開始等の届出)

第21条 使用者は、排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している排水処理施設の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により管理者に届け出なければならない。

2 (略)

3 使用者の変更(名義変更、使用者の氏名又は住所の変更その他の異動をいう。)があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(使用の一時制限)

第22条 管理者は、排水処理施設の修理又は清掃を行うときその他管理上必要と認めるときは、その使用を一時的に制限することができる。

(使用料の徴収)

第24条 管理者は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月又は隔月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため、排水処理施設を使用する場合その他排水処理施設を一時使用する場合において、必要と認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算は、当該使用の廃止の届出があったとき、又は管理者が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第25条 (略)

2 前項に規定するもののほか、使用料の算定方法については、掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)第23条及び第25条(第2号及び第3号を除く。以下この項におい

て同じ。)の規定を準用する。この場合において、同条例第23条中「管理者」とあるのは「市長」と、「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と、「料金」とあるのは「使用料」と、同条例第25条中「水道」とあるのは「排水処理施設」と、「料金」とあるのは「使用料」と、「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と読み替えるものとする。

(排除汚水量の算定方法)

第26条 排除汚水量の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 水道水を使用した場合における排除汚水量
水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道をいう。）の使用水量とする。ただし、使用者が給水装置（同条第9項の給水装置をいう。）を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合における排除汚水量
水道水以外の水に係る使用水量とし、当該使用水量は、使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者に係る排除汚水量
次項の規定により当該使用者が提出する申請者の記載内容を勘案して市長が認定する。

2 前項第3号に規定する使用者は、使用月の末日から起算して7日以内に、当該使用月において排水処理施設に排除した汚水の量及びその算定の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(計量装置の設置等)

第27条 市長は、前条第1項第2号の規定による認定のため、必要があると認めるときは、適当な場所に計量装置を設置することができる。

2 (略)

(資料の提出)

第28条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

て同じ。)の規定を準用する。この場合において、「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と、「料金」とあるのは「使用料」と、同条例第25条中「水道」とあるのは「排水処理施設」と、「料金」とあるのは「使用料」と、「使用水量」とあるのは「排除汚水量」と読み替えるものとする。

(排除汚水量の算定方法)

第26条 排除汚水量の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 水道水を使用した場合における排除汚水量
水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道をいう。）の使用水量とする。ただし、使用者が給水装置（同条第9項の給水装置をいう。）を共同で使用している場合等においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合における排除汚水量
水道水以外の水に係る使用水量とし、当該使用水量は、使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者に係る排除汚水量
次項の規定により当該使用者が提出する申請者の記載内容を勘案して管理者が認定する。

2 前項第3号に規定する使用者は、使用月の末日から起算して7日以内に、当該使用月において排水処理施設に排除した汚水の量及びその算定の根拠を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。

(計量装置の設置等)

第27条 管理者は、前条第1項第2号の規定による認定のため、必要があると認めるときは、適当な場所に計量装置を設置することができる。

2 (略)

(資料の提出)

第28条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

<p>第29条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>第29条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。</p>
--	---

(掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第7条 掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年掛川市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(施行区域等の告示)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、事業を施行し、当該事業に係る分担金を受益者から徴収しようとするときは、あらかじめ当該事業の施行区域、施行期間、賦課対象区域等を定め、これを告示するものとする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第4条 合併前の掛川市の区域（以下「旧掛川市の区域」という。）内における分担金の総額は、年度ごとに<u>市長</u>が必要と認める当該事業の事業費の額に100分の5を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(分担金の徴収方法)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、前2条の規定により分担金の額を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(分担金の額の変更)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、事業の変更等により分担金の額</p>	<p>(施行区域等の告示)</p> <p>第3条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、事業を施行し、当該事業に係る分担金を受益者から徴収しようとするときは、あらかじめ当該事業の施行区域、施行期間、賦課対象区域等を定め、これを告示するものとする。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第4条 合併前の掛川市の区域（以下「旧掛川市の区域」という。）内における分担金の総額は、年度ごとに<u>管理者</u>が必要と認める当該事業の事業費の額に100分の5を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(分担金の徴収方法)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、前2条の規定により分担金の額を決定したときは、遅滞なく当該分担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(分担金の額の変更)</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、事業の変更等により分担金の額</p>

が変更になったときは、遅滞なく変更された分担金の額を受益者に通知し、過不足に係る額を追徴し、又は還付するものとする。

(分担金の減免)

第8条 市長は、建築物の用途、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金を免除することができる。

(分担金の徴収猶予)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第3条の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第4条及び第5条の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

2 (略)

(延滞金)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 市長は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

額が変更になったときは、遅滞なく変更された分担金の額を受益者に通知し、過不足に係る額を追徴し、又は還付するものとする。

(分担金の減免)

第8条 管理者は、建築物の用途、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金を免除することができる。

(分担金の徴収猶予)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第3条の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第4条及び第5条の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

2 (略)

(延滞金)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 管理者は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

(掛川市戸別浄化槽条例の一部改正)

第8条 掛川市戸別浄化槽条例(平成17年掛川市条例第101号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分

に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 戸別浄化槽 市が各戸（共同住宅にあっては、各共同住宅）ごとに設置し、及び管理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、<u>規則</u>で定めるものをいう。）で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表に規定する方法により算定した処理対象人員が50人以下のものをいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(処理区域の告示)</p> <p>第3条 市長は、処理区域を定めたときは、その旨を告示するものとする。処理区域を変更したときも、同様とする。</p> <p>(設置の申請)</p> <p>第4条 住宅所有者等で戸別浄化槽の設置を希望するもの（以下「申請者」という。）は、<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、設置の可否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>(工事計画の作成等)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、前条第2項の規定による審査の結果、戸別浄化槽の設置が可能であると認めるときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、申請者の承認を求めるものとする。工事計画を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 申請者は、工事計画に異議があるときは、<u>市長</u>に対し、当該工事計画の変更を求めることができる。</p> <p>3 申請者は、工事計画を承認するときは、<u>市長</u>に承認書を提出しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 戸別浄化槽 市が各戸（共同住宅にあっては、各共同住宅）ごとに設置し、及び管理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、<u>規程</u>で定めるものをいう。）で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項第1号の表に規定する方法により算定した処理対象人員が50人以下のものをいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(処理区域の告示)</p> <p>第3条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。）は、処理区域を定めたときは、その旨を告示するものとする。処理区域を変更したときも、同様とする。</p> <p>(設置の申請)</p> <p>第4条 住宅所有者等で戸別浄化槽の設置を希望するもの（以下「申請者」という。）は、<u>管理者</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、設置の可否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>(工事計画の作成等)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、前条第2項の規定による審査の結果、戸別浄化槽の設置が可能であると認めるときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、申請者の承認を求めるものとする。工事計画を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 申請者は、工事計画に異議があるときは、<u>管理者</u>に対し、当該工事計画の変更を求めることができる。</p> <p>3 申請者は、工事計画を承認するときは、<u>管理者</u>に承認書を提出しなければならない。</p>

4 前項の規定により工事計画を承認した申請者（以下「受益者」という。）は、市長に対し、当該工事計画に基づく戸別浄化槽の設置について、必要な協力をしなければならない。

（設置完了の通知）

第7条 市長は、戸別浄化槽の設置を完了したときは、速やかに、その旨を受益者に通知するものとする。

（特別な工事に要する費用）

第8条 戸別浄化槽の設置の際、規則で定める標準的な工事以外の工事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、受益者の負担とする。

（分担金の徴収）

第9条 市長は、戸別浄化槽の設置に係る費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、受益者から別表第1に定める額の分担金を徴収するものとする。

2 市長は、分担金を徴収しようとするときは、当該分担金の額、納期限その他分担金の納付に関し必要な事項を受益者に通知するものとする。

3 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（分担金の減免及び徴収猶予）

第10条 市長は、建築物の用途、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金を減免し、又は分担金の徴収を猶予することができる。

（受益者に変更があった場合の取扱い）

第11条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

（延滞金）

第13条 （略）

2～4 （略）

5 市長は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

4 前項の規定により工事計画を承認した申請者（以下「受益者」という。）は、管理者に対し、当該工事計画に基づく戸別浄化槽の設置について、必要な協力をしなければならない。

（設置完了の通知）

第7条 管理者は、戸別浄化槽の設置を完了したときは、速やかに、その旨を受益者に通知するものとする。

（特別な工事に要する費用）

第8条 戸別浄化槽の設置の際、規程で定める標準的な工事以外の工事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、受益者の負担とする。

（分担金の徴収）

第9条 管理者は、戸別浄化槽の設置に係る費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、受益者から別表第1に定める額の分担金を徴収するものとする。

2 管理者は、分担金を徴収しようとするときは、当該分担金の額、納期限その他分担金の納付に関し必要な事項を受益者に通知するものとする。

3 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（分担金の減免及び徴収猶予）

第10条 管理者は、建築物の用途、災害その他特別の理由があると認めるときは、分担金を減免し、又は分担金の徴収を猶予することができる。

（受益者に変更があった場合の取扱い）

第11条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

（延滞金）

第13条 （略）

2～4 （略）

5 管理者は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

(排水設備の設置義務)

第15条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の工事計画において戸別浄化槽の設置に併せて排水設備を設置することを市長が認めたときは、第7条の規定による通知の前に設置することができる。

(排水設備の構造基準)

第16条 受益者は、排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行うときは、規則で定める基準に従い、戸別浄化槽の機能を妨げ、又は戸別浄化槽を損傷しないように行わなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第17条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画について、規則で定めるところにより市長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により市長の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備の新設等の検査)

第18条 排水設備の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに検査をし、当該工事の内容が第16条に規定する基準に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備の工事の実施)

第19条 排水設備の新設等に係る工事(設計を含む。)は、市長が当該工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)が行わなければならない。ただし、市長が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(既設排水設備の認定)

第21条 現に使用している排水施設を排水設備として使用しようとする者は、第17条第1項の規定に準じて市長の確認を受けなければならない。

(必要措置の指示)

(排水設備の設置義務)

第15条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の工事計画において戸別浄化槽の設置に併せて排水設備を設置することを管理者が認めたときは、第7条の規定による通知の前に設置することができる。

(排水設備の構造基準)

第16条 受益者は、排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行うときは、規程で定める基準に従い、戸別浄化槽の機能を妨げ、又は戸別浄化槽を損傷しないように行わなければならない。

(排水設備の計画の確認)

第17条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画について、規程で定めるところにより管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により管理者の確認を受けた事項を変更しようとするときについて準用する。

(排水設備の新設等の検査)

第18条 排水設備の新設等を行った者は、工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかに検査をし、当該工事の内容が第16条に規定する基準に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備の工事の実施)

第19条 排水設備の新設等に係る工事(設計を含む。)は、管理者が当該工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)が行わなければならない。ただし、管理者が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(既設排水設備の認定)

第21条 現に使用している排水施設を排水設備として使用しようとする者は、第17条第1項の規定に準じて管理者の確認を受けなければならない。

(必要措置の指示)

第23条 市長は、排水設備の管理が不適切であるため、戸別浄化槽の管理に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、使用者に必要な措置を指示することができる。

(使用開始等の届出)

第24条 使用者は、戸別浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している戸別浄化槽の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により市長に届け出なければならない。

2 (略)

3 使用者の変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(使用の一時制限)

第25条 市長は、戸別浄化槽の修理又は清掃を行うときその他管理上必要と認めるときは、その使用を一時制限することができる。

(使用料の徴収)

第28条 市長は、戸別浄化槽の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第30条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(行為の制限)

第32条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の承諾を得なければならない。承諾を得た事項を変更するときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(戸別浄化槽の移設等)

第33条 受益者は、自己の責めに帰すべき理由により戸別浄化槽を移転し、又は撤去する必要があるときは、市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

2 (略)

(資料の提出)

第34条 市長は、受益者及び使用者に対し、戸別浄化槽の設置、維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(個人設置浄化槽の寄附)

第37条 個人設置浄化槽(処理区域内に設置された浄化槽で、戸別浄化槽以外のものをいう。以

第23条 管理者は、排水設備の管理が不適切であるため、戸別浄化槽の管理に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、使用者に必要な措置を指示することができる。

(使用開始等の届出)

第24条 使用者は、戸別浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している戸別浄化槽の使用を再開しようとするときは、遅滞なく、書面により管理者に届け出なければならない。

2 (略)

3 使用者の変更があったときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(使用の一時制限)

第25条 管理者は、戸別浄化槽の修理又は清掃を行うときその他管理上必要と認めるときは、その使用を一時制限することができる。

(使用料の徴収)

第28条 管理者は、戸別浄化槽の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(行為の制限)

第32条 次に掲げる行為をしようとする者は、管理者の承諾を得なければならない。承諾を得た事項を変更するときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

(戸別浄化槽の移設等)

第33条 受益者は、自己の責めに帰すべき理由により戸別浄化槽を移転し、又は撤去する必要があるときは、管理者に申し出て、その指示に従わなければならない。

2 (略)

(資料の提出)

第34条 管理者は、受益者及び使用者に対し、戸別浄化槽の設置、維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(個人設置浄化槽の寄附)

第37条 個人設置浄化槽(処理区域内に設置された浄化槽で、戸別浄化槽以外のものをいう。以

下同じ。)の設置者は、市長に対し、個人設置浄化槽の寄附の申出をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、受入れの可否を決定し、その結果を当該申出者に通知するものとする。

3 市長が寄附を受け入れた個人設置浄化槽は、戸別浄化槽とみなして、この条例の規定（分担金に関する規定を除く。）を適用する。

（立入検査）

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保管義務者に対し、報告を求め、又は市長が指定する職員若しくは委任した者（以下「職員等」という。）に戸別浄化槽及び排水設備（以下「戸別浄化槽等」という。）の存する土地若しくは建築物に立ち入り、戸別浄化槽等の検査をさせることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 （略）

（委任）

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2（第29条関係）

人槽区分	金額
（略）	
11人槽から50人槽まで	<u>市長</u> が別に定める額

下同じ。)の設置者は、管理者に対し、個人設置浄化槽の寄附の申出をすることができる。

2 管理者は、前項の規定による申出があったときは、受入れの可否を決定し、その結果を当該申出者に通知するものとする。

3 管理者が寄附を受け入れた個人設置浄化槽は、戸別浄化槽とみなして、この条例の規定（分担金に関する規定を除く。）を適用する。

（立入検査）

第38条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、保管義務者に対し、報告を求め、又は管理者が指定する職員若しくは委任した者（以下「職員等」という。）に戸別浄化槽及び排水設備（以下「戸別浄化槽等」という。）の存する土地若しくは建築物に立ち入り、戸別浄化槽等の検査をさせることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 （略）

（委任）

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

別表第2（第29条関係）

人槽区分	金額
（略）	
11人槽から50人槽まで	<u>管理者</u> が別に定める額

（掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正）

第9条 掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定工事店 <u>市長が工事に</u>関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定工事店 <u>市長(下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)</u>が工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店をいう。</p> <p>(3) (略)</p>
---	---

(掛川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第10条 掛川市水道事業の設置等に関する条例(平成17年掛川市条例第177号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">掛川市水道事業の設置等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、掛川市水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第2条 (略)</u></p>	<p style="text-align: center;">掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>2 汚水及び雨水を排除し、又は処理するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業並びに浄化槽市町村設置推進事業(以下「下水道事業」という。)を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">(地方公営企業法の適用)</p> <p><u>第2条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第</u></p>

(経営の基本)

第3条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 給水区域は、掛川市の区域のうち水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項の規定による許可を受けた区域とする。

3 給水人口は、115,000人とする。

4 1日最大給水量は、57,900立方メートルとする。

(管理者)

第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。

(事業所)

第5条 水道事業の主たる事業所を掛川市長谷一

403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 水道事業の種類及び規模は、次の各号の定めるところによる。

(1) 給水区域は、掛川市の区域のうち水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項の規定による許可を受けた区域とする。

(2) 給水人口は、117,000人とする。

(3) 1日最大給水量は、54,900立方メートルとする。

3 下水道事業の種類及び規模は、次の各号の定めるところによる。

(1) 公共下水道事業

ア 排水区域 掛川市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による認可を受けた事業計画（以下、「事業計画」という。）に定める区域

イ 施設 事業計画に定めた管渠、ポンプ場及び処理場

(2) 農業集落排水事業

ア 排水処理施設 掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号。以下「排水条例」という。）第4条に定めた施設

イ 排水区域 排水条例第6条に定めた供用開始の告示をした区域

(3) 浄化槽市町村設置推進事業

ア 処理区域 掛川市戸別浄化槽条例（平成17年掛川市条例第101号）第3条に定めた区域

(管理者)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

(事業所)

第5条 上下水道事業の主たる事業所を掛川市長

丁目1番地の2に置く。

(組織)

第6条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第9条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(業務状況説明書類の提出)

第10条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

谷一丁目1番地の2に置く。

(組織)

第6条 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第9条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(業務状況説明書類の提出)

第10条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要があると認める事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため管理者が必要があると認める事項</p> <p>3 (略)</p>
---	---

(掛川市水道事業給水条例の一部改正)

第11条 掛川市水道事業給水条例（平成17年掛川市条例第179号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>管理者</u> <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により水道事業に置かれる管理者をいう。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、<u>管理者</u>の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、<u>水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(掛川市簡易水道条例の一部改正)

第12条 掛川市簡易水道条例（平成17年掛川市条例第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																		
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(名称及び給水区域)</u></p> <p>第2条 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）の名称及び給水区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 松葉簡易水道 倉真の一部</p> <p>(2) 泉簡易水道 黒俣</p> <p>(3) 萩間簡易水道 萩間</p> <p>(4) 居尻簡易水道 居尻</p> <p>(5) 大和田簡易水道 大和田の一部、孕石及び丹間の一部</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(法の全部適用)</u></p> <p>第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p><u>(経営の基本)</u></p> <p>第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。</p> <p>2 給水区域は、水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項による認可を受けた次の区域とする。</p> <p>(1) 松葉簡易水道 倉真の一部</p> <p>(2) 泉簡易水道 黒俣</p> <p>(3) 萩間簡易水道 萩間</p> <p>(4) 居尻簡易水道 居尻</p> <p>(5) 大和田簡易水道 大和田の一部、孕石及び丹間の一部</p> <p>3 簡易水道事業の経営の規模は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">給水人口</th> <th style="text-align: center;">1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">松葉簡易水道</td> <td style="text-align: center;">270人</td> <td style="text-align: center;">40.5m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">泉簡易水道</td> <td style="text-align: center;">225人</td> <td style="text-align: center;">34.0m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">萩間簡易水道</td> <td style="text-align: center;">190人</td> <td style="text-align: center;">46.5m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">居尻簡易水道</td> <td style="text-align: center;">200人</td> <td style="text-align: center;">70.0m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大和田簡易水道</td> <td style="text-align: center;">308人</td> <td style="text-align: center;">177.5m³</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水人口	1日最大給水量	松葉簡易水道	270人	40.5m ³	泉簡易水道	225人	34.0m ³	萩間簡易水道	190人	46.5m ³	居尻簡易水道	200人	70.0m ³	大和田簡易水道	308人	177.5m ³
名称	給水人口	1日最大給水量																	
松葉簡易水道	270人	40.5m ³																	
泉簡易水道	225人	34.0m ³																	
萩間簡易水道	190人	46.5m ³																	
居尻簡易水道	200人	70.0m ³																	
大和田簡易水道	308人	177.5m ³																	

(料金)
第3条 (略)
(準用)
第4条
掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)の規定(第2条、第22条、第27条第1号及び第28条を除く。)は、簡易水道の管理及び使用について準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業」とあるのは「 <u>簡易水道</u> 」と、「 <u>管理者</u> 」とあるのは「 <u>市長</u> 」と、同条例第34条第1号中「 <u>第22条の料金、第27条の手数料又は第28条の加入金</u> 」とあるのは「 <u>掛川市簡易水道条例第3条の料金又は第27条の手数料</u> 」と、同条例第39条第4号及び第40条中「 <u>第22条の料金</u> 」とあるのは「 <u>掛川市簡易水道条例第3条の料金</u> 」と読み替えるものとする。
別表(第3条関係)
(略)

(料金)
第4条 (略)
(準用)
第5条 <u>掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年掛川市条例第177号)の規定(第1条から第3条までの規定を除く。)</u> は、 <u>簡易水道事業</u> について準用する。この場合において、これらの規定中「 <u>上下水道事業</u> 」とあるのは「 <u>簡易水道事業</u> 」と読み替えるものとする。
2 掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)の規定(第2条、第22条、第27条第1号及び第28条を除く。)は、簡易水道の管理及び使用について準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業」とあるのは「 <u>簡易水道事業</u> 」と、同条例第34条第1号中「 <u>第22条の料金、第27条の手数料又は第28条の加入金</u> 」とあるのは「 <u>掛川市簡易水道条例第4条の料金又は第27条の手数料</u> 」と、同条例第39条第4号及び第40条中「 <u>第22条の料金</u> 」とあるのは「 <u>掛川市簡易水道条例第4条の料金</u> 」と読み替えるものとする。
別表(第4条関係)
(略)

(掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正)

第13条 掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例(平成24年掛川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(定義)	(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

2 市長は、土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(分担金の額)

第3条 (略)

2 前項の規定により受益者が負担する分担金の額の算定基準となる地積は、公簿によるものとし、前条第2項の仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

3 (略)

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 市長は、受益者ごとに、第3条又は前条の規定により算出した分担金の額を定め、賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。

3 (略)

(分担金の減免)

第6条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で市長が別に定めるものについては、分担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げる受益者のほか、市長が特に分担金を減免する必要があると認める受益者

(分担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

2 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(分担金の額)

第3条 (略)

2 前項の規定により受益者が負担する分担金の額の算定基準となる地積は、公簿によるものとし、前条第2項の仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

3 (略)

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 管理者は、受益者ごとに、第3条又は前条の規定により算出した分担金の額を定め、賦課するものとする。

2 管理者は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。

3 (略)

(分担金の減免)

第6条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で管理者が別に定めるものについては、分担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げる受益者のほか、管理者が特に分担金を減免する必要があると認める受益者

(分担金の徴収猶予)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第8条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 市長は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第8条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第10条 (略)

2～4 (略)

5 管理者は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(掛川市簡易水道事業財政調整基金条例及び掛川市飲料水供給施設条例の廃止)

第14条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 掛川市簡易水道事業財政調整基金条例(平成17年掛川市条例第68号)

(2) 掛川市飲料水供給施設条例(平成17年掛川市条例第181号)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第106号

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)

<p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第107号

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略) 4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略) 4 (略)</p>

第2条 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第108号

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)

<p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の222.5、12月に支給する場合においては100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第109号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）等の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例(平成17年掛川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(住居手当)</p> <p>第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除し</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除し</p>

た額の2分の1（その控除した額の2分の1が <u>16,000円</u> を超えるときは、 <u>16,000円</u> ）を11,000円に加算した額	た額の2分の1（その控除した額の2分の1が <u>17,000円</u> を超えるときは、 <u>17,000円</u> ）を11,000円に加算した額
(2) (略)	(2) (略)
3 (略)	3 (略)

第2条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）、12月に支給する場合には100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2		147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3		148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4		149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5		150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6		151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7		152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8		153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9		154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10		156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11		157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12		158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13		160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14		161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15		163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16		164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17		165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18		167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19		168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20		170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21		171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22		174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23		177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24		179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25		182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26		183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27		185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28		187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29		188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30		190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31		192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32		193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33		195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34		196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35		198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36		199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37		201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38		202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39		203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40		205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41		206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42		207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43		208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44		210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45		211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46		212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47		213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

再任
職員以
外の
職員

48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200	
94		294,900	342,600		393,300	412,500	
95		295,200	343,100		393,600	412,800	
96		295,600	343,500		393,800	413,000	
97		295,800	343,700		394,000	413,200	
98		296,100	344,100		394,300		
99		296,500	344,500		394,600		
100		296,900	344,800		394,800		
101		297,100	345,100		395,000		
102		297,400	345,500		395,300		
103		297,800	345,900		395,600		
104		298,100	346,300		395,800		
105		298,300	346,800		396,000		
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				

	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第3条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（勤勉手当）</p> <p>第34条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) （略）</p> <p>3～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（勤勉手当）</p> <p>第34条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) （略）</p> <p>3～5 （略）</p>

（掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第4条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の</p>	号給	給料月額		円	1	374,000	2	(略)	3	(略)	4	(略)	5	(略)	6	(略)	7	(略)	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">375,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の</p>	号給	給料月額		円	1	375,000	2	(略)	3	(略)	4	(略)	5	(略)	6	(略)	7	(略)
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	374,000																																				
2	(略)																																				
3	(略)																																				
4	(略)																																				
5	(略)																																				
6	(略)																																				
7	(略)																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	375,000																																				
2	(略)																																				
3	(略)																																				
4	(略)																																				
5	(略)																																				
6	(略)																																				
7	(略)																																				

適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u> 」とする。
--	---

第5条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「<u>、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「<u>、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条及び第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後の給与条例」という。）及び第4条の規定による改正後の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第2条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の掛川市職員の給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第2条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 令和2年3月31日において第1条の規定による改正前の掛川市職員の給与に関する条例第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、同日から令和3年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第1条改正後の給与条例第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第1条改正後の給与条例第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第110号

掛川市水道事業給水条例等の一部改正について

掛川市水道事業給水条例（平成17年掛川市条例第179号）等の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井 三郎

掛川市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(掛川市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(手数料)</p> <p>第27条 管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を申込者から申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込後に徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第4条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第27条 管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を申込者から申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込後に徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法第25条の3の2の規定による更新に係るもの 1件につき10,000円</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>

(掛川市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第2条 掛川市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年掛川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第4条及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)第9条に規定する資格とする。</p> <p style="text-align: center;">(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、政令第6条及び省令第14条に規定する資格とする。</p>	<p style="text-align: center;">(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)第9条に規定する資格とする。</p> <p style="text-align: center;">(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、政令第7条及び省令第14条に規定する資格とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第111号

掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正について

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）等の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(指定工事店の指定)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない場合</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 法人にあっては、その代表者がアからオまでのいずれかに該当する場合</p>	<p>(指定工事店の指定)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適切に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合</u></p> <p>キ 法人にあっては、その代表者がアからカまでのいずれかに該当する場合</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第112号

土地の取得について

次の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

所在地番	地積及び地目	取得価格	契約の相手方
掛川市大坂7697番5 外255筆	107,002.43㎡ 田、畑、山林、原 野	192,410,505円	掛川市大坂6731番地 相澤 猪一郎 外79人

掛川市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、掛川市道路線を次のとおり廃止する。

令和元年11月20日提出

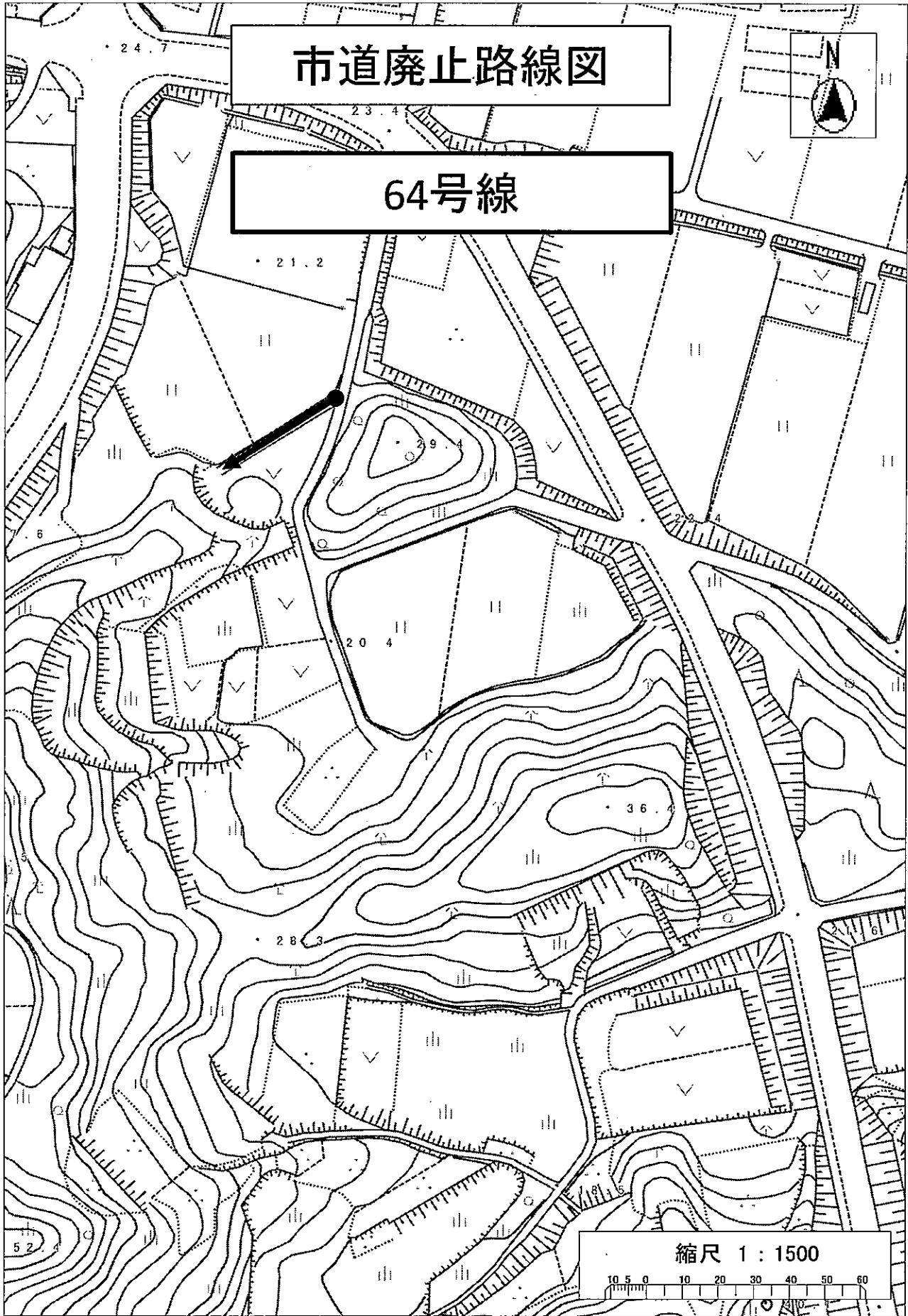
掛川市長 松井三郎

市道廃止路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	64号線	下土方字畑ヶ谷3607	下土方字畑ヶ谷3605-1	
2	65号線	下土方字畑ヶ谷3895-14	下土方字畑ヶ谷3895-23	
3	352号線	下土方字篠ヶ谷232-1	下土方字篠ヶ谷249-1	

市道廃止路線図

64号線



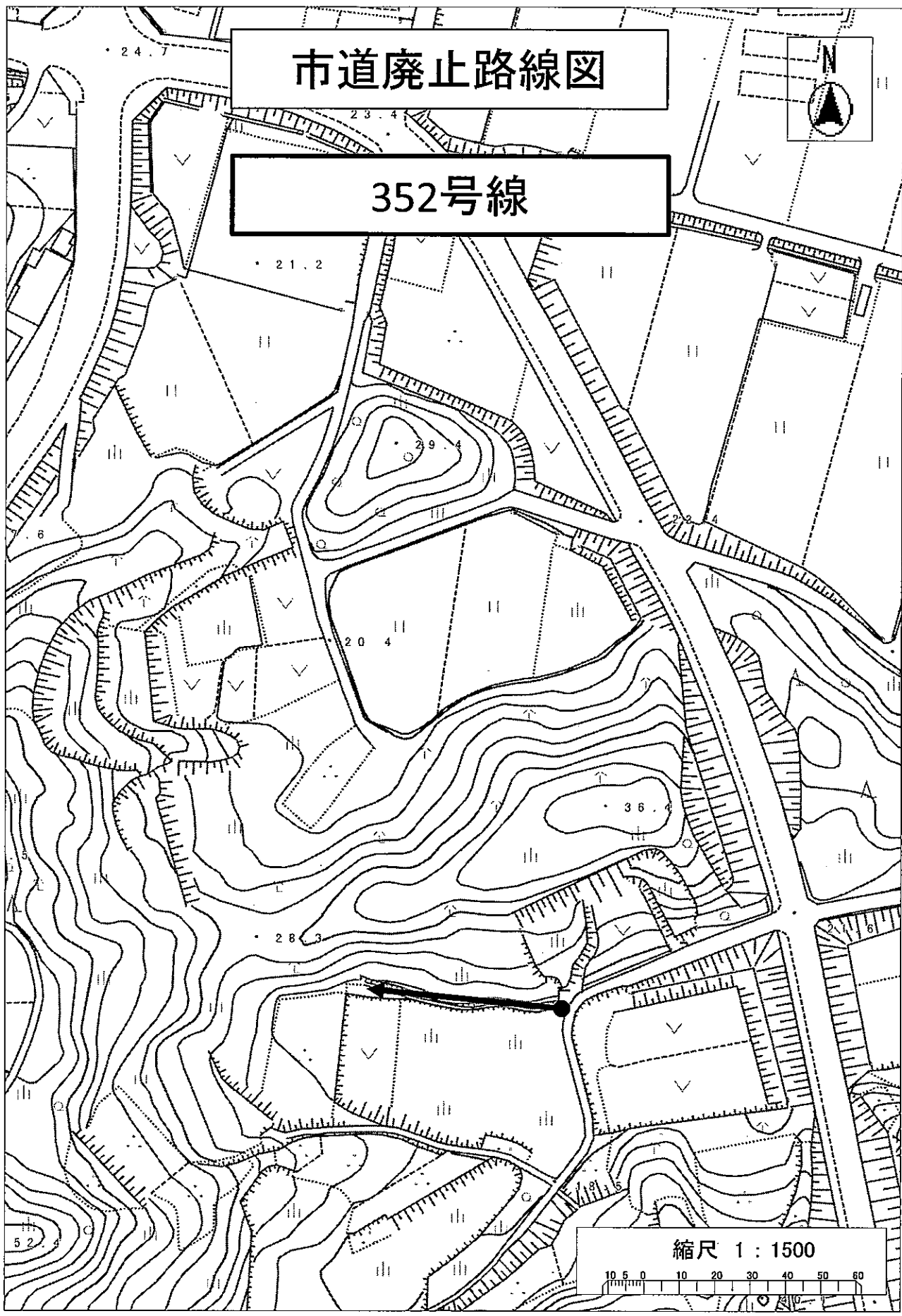
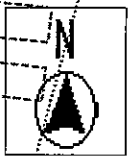
市道廃止路線図

65号線

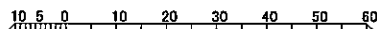


市道廃止路線図

352号線



縮尺 1 : 1500



掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	ハーモニーヒルズ 南西郷本線	結縁寺字久野1-5	南西郷字十七ノ坪401-11	
2	ハーモニーヒルズ 南西郷1号線	南西郷字十七ノ坪410-6	南西郷字十七ノ坪401-12	
3	ハーモニーヒルズ 南西郷2号線	結縁寺字久野1-16	南西郷字十七ノ坪401-27	
4	ハーモニーヒルズ 南西郷3号線	結縁寺字久野1-6	南西郷字十七ノ坪401-31	
5	ハーモニーヒルズ 南西郷4号線	南西郷字十七ノ坪401-30	南西郷字十七ノ坪401-27	
6	川久保青谷線	下土方字畑ヶ谷3643-3	川久保字青谷313-1	

市道認定路線図

ハーモニーヒルズ南西郷本線



市道認定路線図

ハーモニーヒルズ南西郷1号線



市道認定路線図

ハーモニーヒルズ南西郷2号線



市道認定路線図

ハーモニーヒルズ南西郷3号線



市道認定路線図

ハーモニーヒルズ南西郷4号線



市道認定路線図

川久保青谷線



掛川市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、掛川市道路線を次のとおり変更する。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

市 道 変 更 路 線 表

NO	路 線 名	起 点		終 点		重要な経過地
1	ブル開拓南北8号線	旧	浜川新田字外野切開地 1992	旧	浜川新田字外野切開地 2001	
		新	浜川新田字外野切開地 1992	新	浜川新田字外野切開地 2003-1	
2	ブル開拓南北7号線	旧	浜川新田字外野切開地 2012	旧	浜川新田字外野切開地 2021	
		新	浜川新田字外野切開地 2012	新	浜川新田字外野切開地 2023-1	
3	ブル開拓南北6号線	旧	浜川新田字外野切開地 2032	旧	浜川新田字外野切開地 2041	
		新	浜川新田字外野切開地 2032	新	浜川新田字外野切開地 2043-1	
4	天王線	旧	大坂字釜田8011-1	旧	大坂字釜田7706-1	
		新	大坂字釜田8011-1	新	大坂字釜田7746-1	
5	178号線	旧	大坂字長谷4919-1	旧	大坂字釜田4818-4	
		新	大坂字長谷4919-1	新	大坂字長谷4858-1	
6	篠ヶ谷線	旧	川久保字篠ヶ谷337-1	旧	川久保字篠ヶ谷272	
		新	川久保字篠ヶ谷337-1	新	川久保字篠ヶ谷290-1	
7	62号線	旧	下土方字畑ヶ谷3716	旧	川久保字青谷313-1	
		新	下土方字畑ヶ谷3716	新	下土方字畑ヶ谷3629-1	
8	大淵335号線	旧	大淵字東大谷14522-19	旧	大淵字東大谷16706	
		新	大淵字東大谷14522-19	新	大淵字東大谷16710	

市道変更路線図



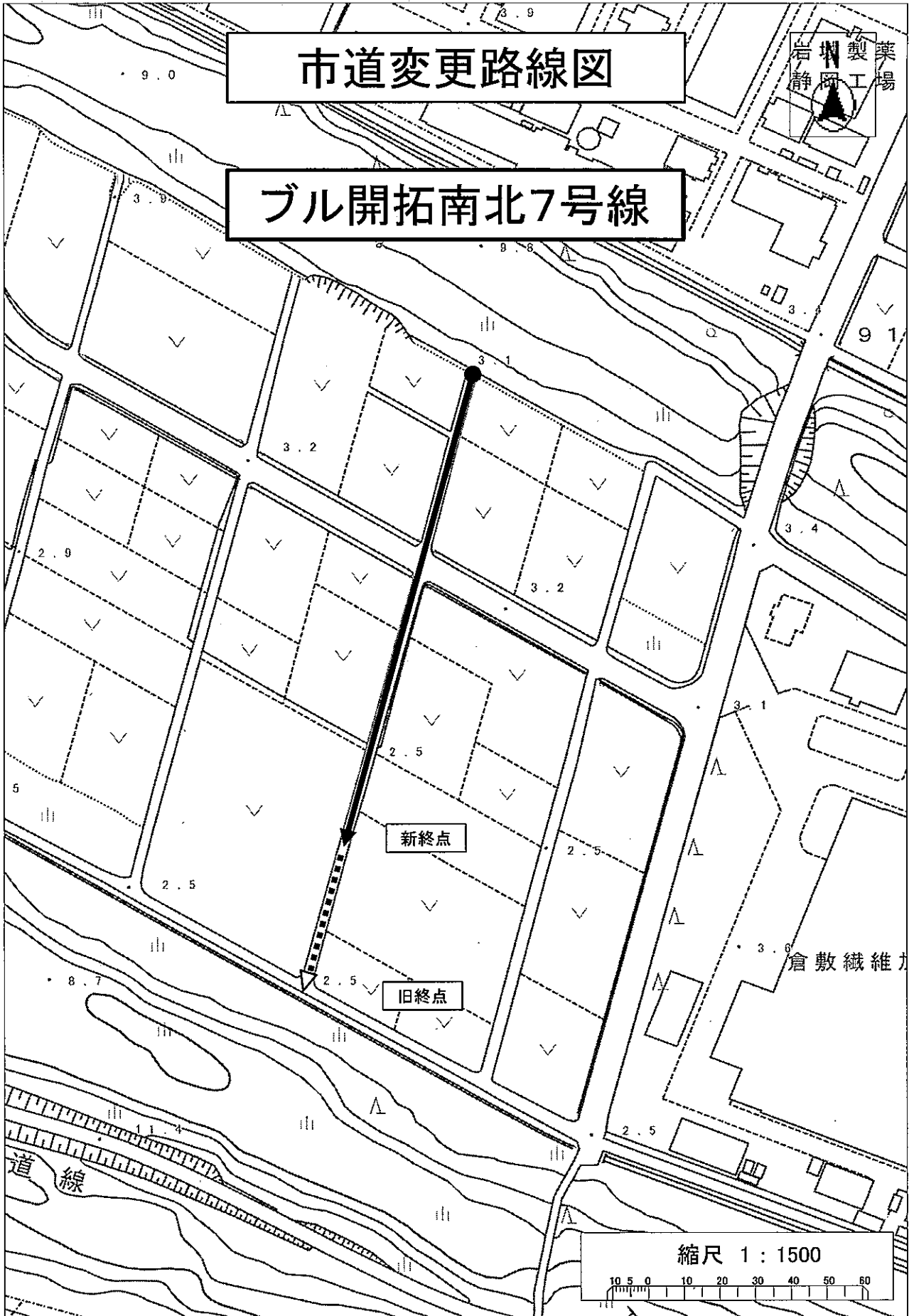
ブル開拓南北8号線



市道変更路線図



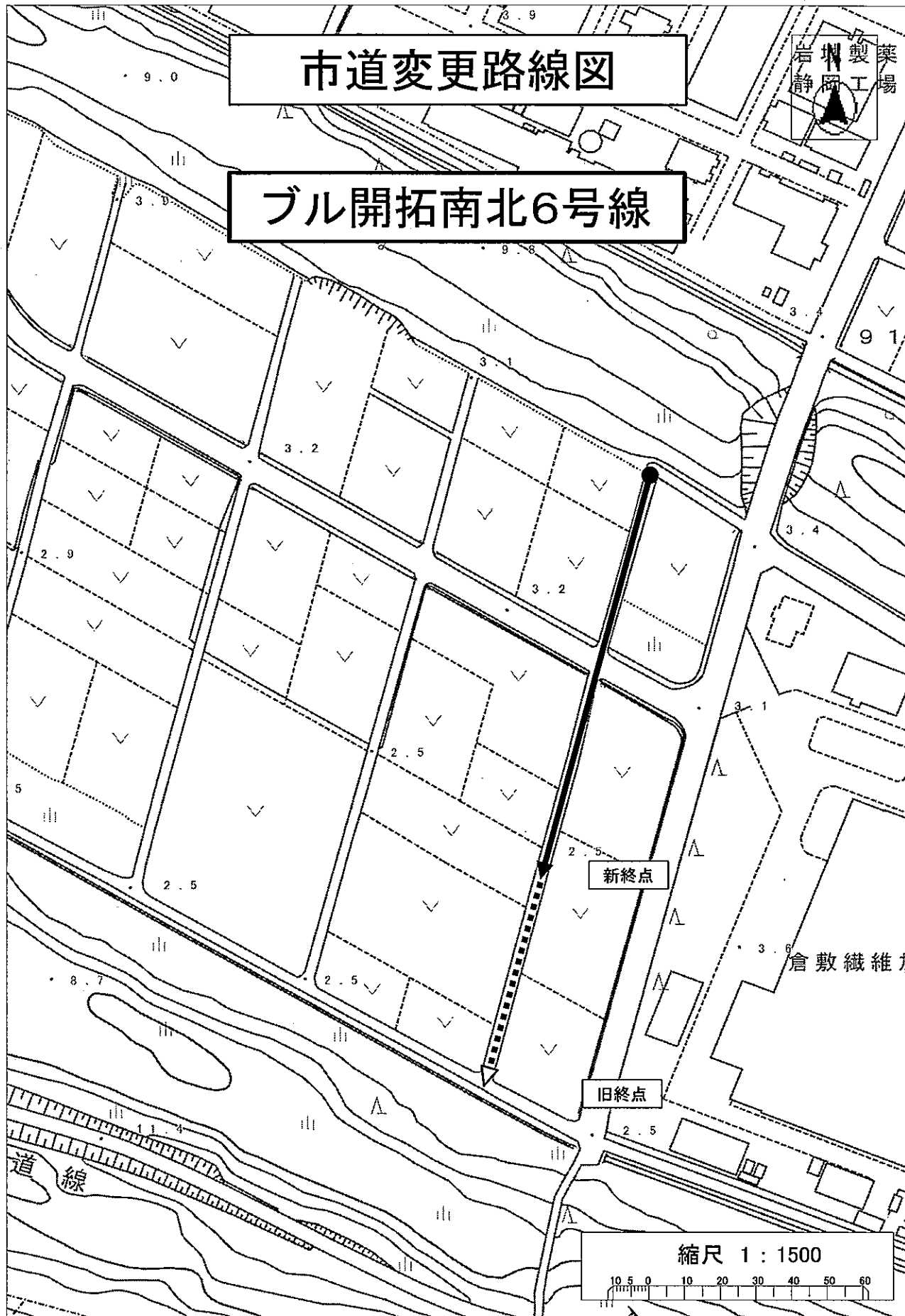
ブル開拓南北7号線



市道変更路線図



ブル開拓南北6号線



市道変更路線図

天王線

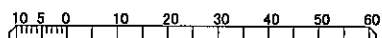
(工事中)

旧終点

新終点

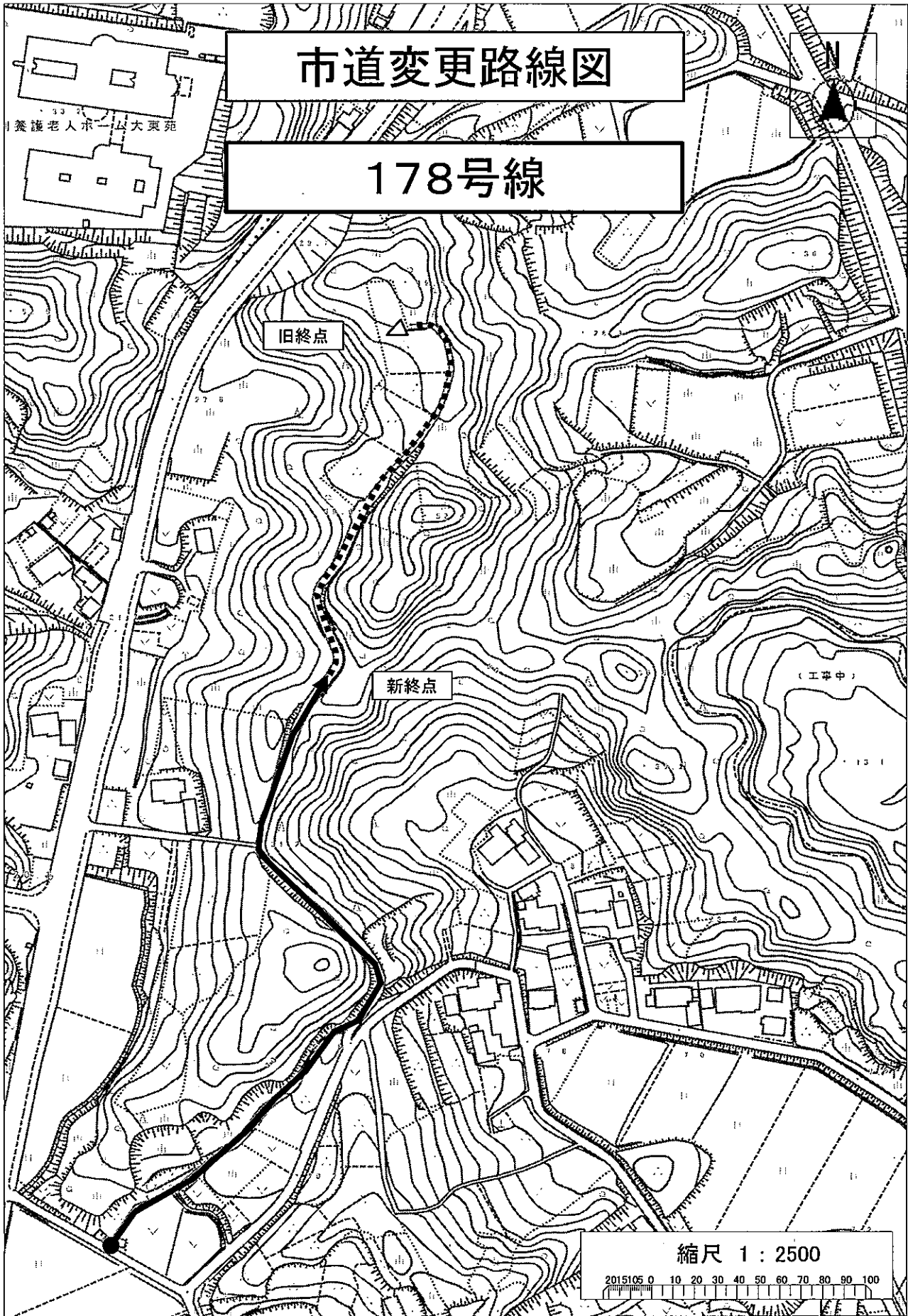
坂橋

縮尺 1 : 1500



市道変更路線図

178号線



市道変更路線図

篠ヶ谷線



市道変更路線図

62号線



新終点

271号橋

旧終点

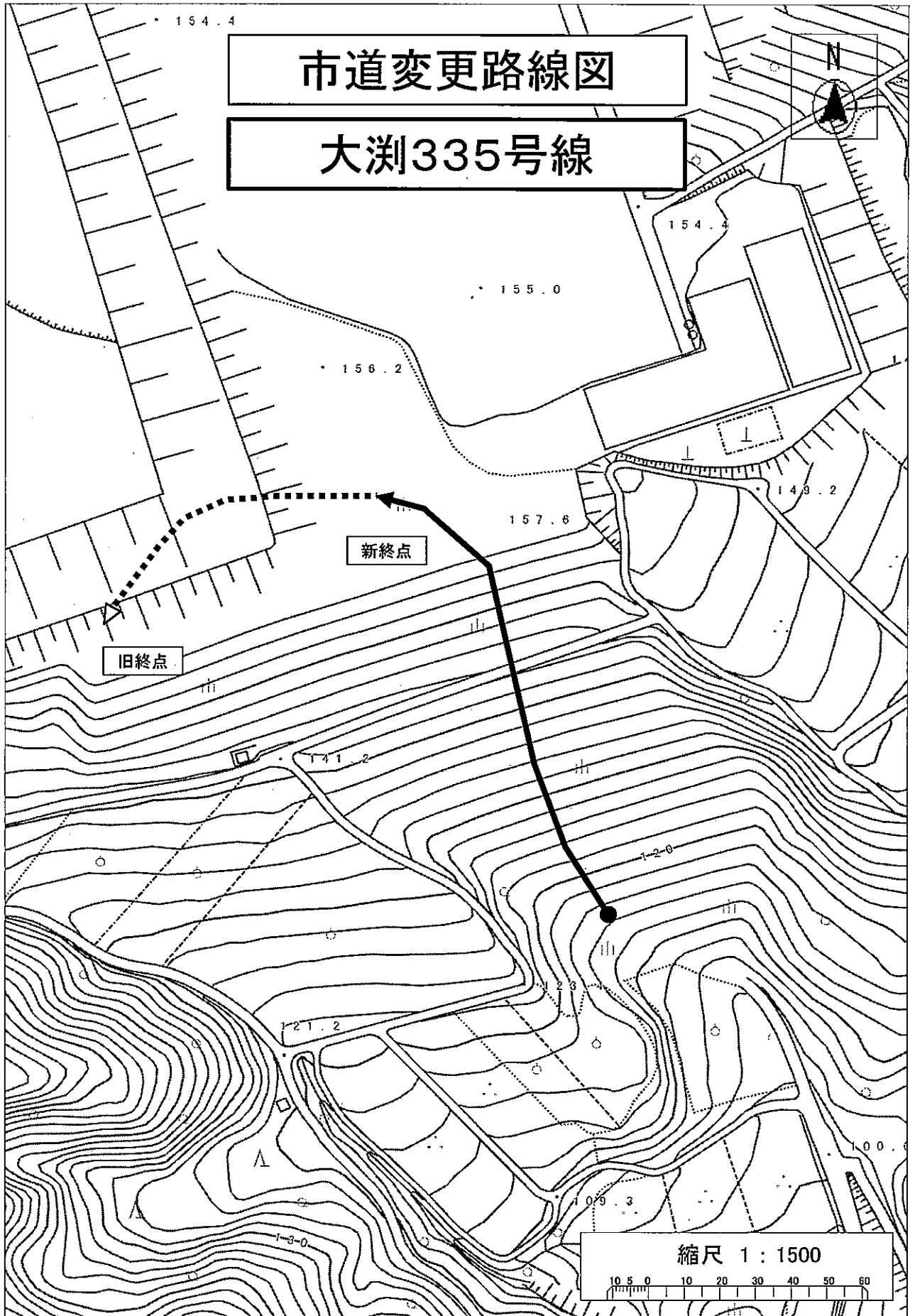
縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

(工事中)

市道変更路線図

大淵335号線



公の施設の指定管理者の指定について（掛川市生涯学習センター）

掛川市生涯学習センター条例（平成17年掛川市条例第157号）第11条第2項の規定により、掛川市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市生涯学習センター	静岡市駿河区森下町1番35号	株式会社SBSプロモーション 代表取締役 村田 潔春	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市美感ホール）

掛川市美感ホール条例（平成17年掛川市条例第158号）第11条第2項の規定により、掛川市美感ホールの指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市美感ホール	静岡市駿河区森下町1番35号	株式会社SBSプロモーション 代表取締役 村田 潔春	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市文化会館シオーネ）

掛川市文化会館シオーネ条例（平成17年掛川市条例第160号）第12条第2項の規定により、掛川市文化会館シオーネの指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年11月20日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市文化会館シオーネ	静岡市駿河区森下町1番35号	株式会社SBSプロモーション 代表取締役 村田 潔春	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

